

(別紙2)

対象とする業務を行う法人

○ 人材育成業務

個別法において、人材の育成又は養成、学校の運営、教育、学理等の教授、訓練、研修、講習、教習及び学習の機会の提供を業務として行うこととされている法人

内閣府	国立公文書館
	北方領土問題対策協会
外務省	国際協力機構
財務省	酒類総合研究所
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所
	国立青少年教育振興機構
	国立女性教育会館
	国立科学博物館
	物質・材料研究機構
	防災科学技術研究所
	放射線医学総合研究所
	国立美術館
	国立文化財機構
	教員研修センター
	理化学研究所
	宇宙航空研究開発機構
	日本スポーツ振興センター
	日本芸術文化振興会
	日本学生支援機構
	海洋研究開発機構
	国立高等専門学校機構
国立大学財務・経営センター	
日本原子力研究開発機構	
厚生労働省	高齢・障害・求職者雇用支援機構
	福祉医療機構
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
	労働政策研究・研修機構
	労働者健康福祉機構
	国立病院機構
	国立がん研究センター

	国立循環器病研究センター
	国立精神・神経医療研究センター
	国立国際医療研究センター
	国立成育医療研究センター
	国立長寿医療研究センター
農林水産省	農林水産消費安全技術センター
	家畜改良センター
	水産大学校
	農業・食品産業技術総合研究機構
	農業生物資源研究所
	農業環境技術研究所
	国際農林水産業研究センター
	森林総合研究所
	水産総合研究センター
経済産業省	工業所有権情報・研修館
	産業技術総合研究所
	新エネルギー・産業技術総合開発機構
	情報処理推進機構
	中小企業基盤整備機構
国土交通省	建築研究所
	航海訓練所
	海技教育機構
	航空大学校
	国際観光振興機構
	水資源機構
	自動車事故対策機構
	海上災害防止センター
環境省	環境再生保全機構
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構

○ 検査・試験・評価等業務

個別法において、検査、検証、証明、審査、診断、鑑定、試験（研究に伴うものを除く。）、検定、認定、認証及び評価を業務として行うこととされている法人

総務省	情報通信研究機構
財務省	酒類総合研究所